人型年金加入者又は受給権者」を「企業型年金運用指図者、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者又は連合会移換者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　企業型年金加入者であって、その個人別管理資産が法第八十条から第八十三条までの規定により移換されなかったもの（当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。以下この項において「移換待機者」という。）が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に届け出なければならない。この場合において、移換待機者の死亡の届出については、前二項の規定を準用する。

第六十九条の二第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改め、同条第二項中「（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長。次条第二項第一号において同じ。）」を削り、同条に次の四項を加える。

4　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一　当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等　当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された各月ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

二　当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会　当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された各月ごとの掛金の有無に関する部分に限る。）、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

三　法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた個人型記録関連運営管理機関又は連合会は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連運営管理機関又は連合会以外の記録関連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一　当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等　当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された各月ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

二　当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会　当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された各月ごとの掛金の有無に関する部分に限る。）、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

三　法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の請求を受けた個人型記録関連運営管理機関又は連合会以外の記録関連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一　当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等　当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された各月ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

二　当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会　当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された各月ごとの掛金の有無に関する部分に限る。）、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

3　法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」と、「個人型年金加入者期間」とあるのは「個人型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間を含む。）」とする。

4　前項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

5　前項の規定により記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等は、当該記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。

6　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、二以上の個人別管理資産を有する者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「個人型年金運用指図者期間」とあるのは、「個人型年金運用指図者期間（これらの期間のうち、当該脱退一時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間に限る。）」とする。

7　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者又は法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

8　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

9　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

10　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

11　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

12　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

13　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

14　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

15　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

16　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

17　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

18　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

19　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

20　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

21　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

22　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

23　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

24　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

25　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

26　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

27　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

28　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

29　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

30　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

31　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

32　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

33　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

34　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

35　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

36　法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法附則第二条の二第一項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により算入された期間並びに法第五十四条の二第二項の規定により準用する法第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間をいう。）」とする。

37　法附則第二